

埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県 獣医師会 報

第738号

令和7年4月20日編集

発 行 所
公 益 埼 玉 県 獣 医 師 会
社 団 法 人
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340
(埼玉県農業共済会館内)
電 話 048(645)1906
FAX 048(648)1865
E-mail : s-vma@vesta.ocn.ne.jp
URL : <https://www.saitama-vma.org/>
振替口座 00110-9-195954番

発行責任者 中 村 滋

編集責任者 高 橋 一 成

印 刷 所 (株)アサヒコミュニケーションズ

記事の内容

公益社団法人埼玉県獣医師会第77回定時総会
並びに埼玉県獣医師連盟総会の開催につ
いて 1

学術

令和7年度関東・東京合同地区獣医師大会(山
梨)、獣医学術関東・東京合同地区学会開
催案内、発表演題の募集 2
令和7年度日本獣医師会獣医学術学会年次大
会並びに獣医学術地区学会及び地区獣医師
大会の開催について 8

会務報告

第3回総務委員会 10
第4回・第5回理事会 10・11
新聞紙上で狂犬病予防注射の徹底を啓発 11

予告

埼玉県獣医師会学術講習会(さいたま市支部
担当)のお知らせ 12

お知らせ

埼玉県からのお知らせ 13
日本獣医師会からのお知らせ 14

埼玉県獣医師会学術広報版 20

事務局より

事務局メモ 21

編集後記 22

公益社団法人 埼玉県獣医師会 会員憲章

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は、それぞれの職域において、その責務を遂行し、県民の福祉増進に寄与するため、ここに会員憲章を定めます。

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は

1. 動物の生命を守り、ひとびとの生活を豊かにしよう

1. 獣医学術を研鑽向上し、確信を持って業務に邁進しよう

1. 動物愛護思想を向上し、心豊かな生活をしよう

1. 環境衛生を向上し、福祉増進の実をあげよう

1. 職域を尊重し、倫理の昂揚をはかろう

定時総会通知

公益社団法人埼玉県獣医師会第77回定時総会 並びに 埼玉県獣医師連盟総会開催

定款第14条に基づき定時総会を次のとおり開催いたしますので、会員の皆様多数のご出席をお願いします。

なお、準備の都合上、出欠について、5月19日(月)までに個別に送付した往復ハガキ(「出欠報告・委任状」)にてご報告(ハガキを返送)ください。

公益社団法人埼玉県獣医師会第77回定時総会開催

- | | |
|--|--|
| <p>1. 日時 令和7年6月2日(月)
午後2時00分(受付 午後1時から)</p> <p>2. 場所 さいたま市「ホテルブリランテ武蔵野」</p> <p>3. 日程</p> <p>(1) 開会のことば</p> <p>(2) 埼玉県獣医師会員憲章の唱和</p> <p>(3) 物故会員に対し黙祷</p> <p>(4) 会長あいさつ</p> <p>(5) 議長等選出</p> <p>(6) 議事録署名人および書記の指名</p> <p>(7) 議 事</p> <p>報告事項</p> <p>令和7年度事業計画および収支予算に関する件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 令和6年度事業報告の承認に関する件</p> | <p>第2号議案 令和6年度決算の承認に関する件</p> <p>第3号議案 令和7年度会費(負担金)および入会金(案)に関する件</p> <p>第4号議案 令和7年度一時借入金の最高限度額および借入・預入先金融機関の決定に関する件</p> <p>第5号議案 令和7年度役員報酬に関する件</p> <p>第6号議案 定款の改正について</p> <p>第7号議案 役員の選任に関する件</p> <p>付帯決議</p> <p>(8) 祝寿表彰および記念品贈呈・功労会員証の贈呈</p> <p>(9) 新入会員の紹介</p> <p>(10) 来賓祝辞</p> <p>(11) 来賓紹介</p> <p>(12) 祝電披露</p> <p>(13) 閉会のことば</p> |
|--|--|

註1：個別に送付した往復ハガキの議事につきまして、「第6号議案 定款の改正について」が抜けておりました。お詫びして訂正させていただきます。

註2：総会終了後、来賓を交えて懇親会を開催致しますので多数ご参加願います。
参加費 会員 10,000 円(立食ではなく出席者全員着席のビュッフェ形式で実施します。)

埼玉県獣医師連盟総会開催

前記の埼玉県獣医師会第77回定時総会開催に先立ち令和7年6月2日(月)午後1時20分から、埼玉県獣医師会総会会場(さいたま市「ホテルブリランテ武蔵野」)において開催しますので関係会員多数のご出席をお願いいたします。

- | | |
|---|---|
| <p>1. 日時 令和7年6月2日(月)
午後1時20分(受付 午後1時から)</p> <p>2. 場所 さいたま市「ホテルブリランテ武蔵野」</p> | <p>3. 日程</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 理事長挨拶</p> <p>(3) 来賓祝辞</p> <p>(4) 議長選出</p> <p>(5) 議事</p> <p>第1号議案 令和6年度事業報告および収支決算書の承認に関する件</p> <p>第2号議案 令和7年事業計画および会費徴収(案)に関する件</p> <p>第3号議案 役員の改選に関する件</p> <p>(6) 閉会</p> |
|---|---|

主催 (公社) 山梨県獣医師会

【タイムスケジュール】(予定)

9:00 ～	10:30 ～ 12:00	10:00 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 14:00	14:15 ～ 16:30	17:15 ～ 19:15
受 付	市民公開講座	三学会	昼 食	大 会	三学会	表彰式・交流会
					災害動物支援セクション	
	動物用医薬品・機器等展示 8 階 オーバーチュア 10:00 ～ 16:00					

《参加申込の方法》

本大会・学会への参加は、事前登録することとなっております。参加を希望される方は、7月16日(水)までに、下記事項（お知らせいただく内容）を埼玉県獣医師会事務局までお知らせください。当日登録も可能ですが、極力、事前登録をお願いします。

なお、「参加費（6,000円）」は本会が負担します。

《お知らせいただく内容》

- ・氏名
- ・所属支部
- ・参加する学会(産業動物・小動物・公衆衛生のうち主なもの一つ)

※：申し込み後、ご都合が悪くなった場合は早めにご連絡をお願いします。

《連絡先》

埼玉県獣医師会 事務局

住所：〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340(埼玉県農業共済会館内)

TEL：048-645-1906

FAX：048-645-1865

Eメール：s-vma@vesta.ocn.ne.jp

令和7年度獣医学術関東・東京合同地区学会の発表演題の募集

令和7年度における当該地区学会の発表演題については、次頁の「令和7年度獣医学術関東・東京合同地区学会発表演題募集要領」により募集いたします。

1 発表演題の申込方法

- (1) 発表演題の申込は、次の内容を、郵送・FAX又は電子メールで埼玉県獣医師会に提出して下さい。
 - ①発表学会名：(産業動物・小動物・獣医公衆衛生)
 - ②発表者の氏名（フリガナ）
 - ③所属先の名称
 - ④演題名
- (2) 発表要旨は、「2 発表について」及び「3 発表要旨の記述方法」に従い作成し、発表演題の申込と同様に埼玉県獣医師会に電子メール添付等にてファイルを提出して下さい。

【発表演題と発表要旨の提出先】

〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340
 公益社団法人埼玉県獣医師会 事務局
 TEL：048-645-1906 FAX：048-648-1865
 E-mail：s-vma@vesta.ocn.ne.jp

- (3) 発表演題申込書と発表要旨の提出締切

発表演題の申込と発表要旨の埼玉県獣医師会への提出締切は下記のとおりといたします。

【締切】 令和7年6月11日(水) 期限厳守

- (4) 発表用ファイルの作成と提出

発表用ファイルは「4 発表用ファイルの作成方法および注意事項」に基づいて作成のうえ、8月7日(木)までに指定送付先に直接送付してください。

2 発表について

- (1) 発表演題は、未発表であること。
- (2) 非会員発表者については、参加登録料等を別に定め参加の意向に配慮します。

- (3) 発表は、液晶プロジェクター（1台）による口演で行います。
（時間の都合により紙上発表とすることがあります。）
- (4) 発表時間は、口演8分、討論2分の10分です。時間を厳守してください。
- (5) 発表には、学会で用意するパソコン、あるいはご自身のパソコンを使用してください。
- (6) 発表用ファイルは、パワーポイントファイル（Microsoft Powerpoint 2010～2021、365.pptx）により作成し、CD-R又はUSBメモリに保存したものあるいはメール添付、ファイル転送サービスにて下記の締切日までに指定の宛先に送付してください。

※発表用ファイルの作成方法および発表上の注意事項、送付方法および宛先等については、
発表用ファイルの作成方法および注意事項をご参照ください。

- (7) 発表用ファイル提出締切日
【締切】令和7年8月15日（金）必着のこと

3 発表要旨の記述方法

- (1) Windows版Microsoft Wordを用い、別添の記入例を参考に作成してください。
用紙はA4版を使用して1頁とします（上下左右30mm程度余白をとる）。
- (2) 演題（14ポイント、MSゴシック体、左寄せ）は一行目、一行空けて発表者の氏名（12ポイント、MS明朝体、太字、右寄せ）、その下に所属（10.5ポイント、明朝体）を記入してください。
共同研究者があるときは、発表者には○印を付し、共同研究者全員の氏名の右上方に所属を示すために下記の例のように番号をつけてください。
例: ○茨城太郎¹⁾ 日本次郎²⁾ 関東三郎³⁾
- (3) 発表者所属（勤務先名等）は、共同研究者右肩に付した番号を書き、例1のように記入して所属を入れてください。勤務先名は例2のように省略してください。
例1 発表者所属・県 1) 東部家保 2) AB動物病院 3) 東大
例2 北海道大学→北大、日本大学→日大、日本獣医生命科学大学→日獣大
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門→動衛研、
○○県衛生研究所→○○県衛研、農林水産省動物検疫所→動検、
○○市生活衛生部食品衛生課→○○市食品衛生課
○○県環境農政部畜産課→○○県畜産課、
○○県食肉衛生検査所→○○県食肉衛検
- (4) 本文の記述は、10ポイント、MS明朝体を使用し、1,000字以内にまとめてください。書き始めは、発表者所属から1行（14ポイント）空けてください。
記述の見出しは、I. はじめに、II. 材料及び方法、III. 成績、IV. 考察の順で記載して下さい。ただし、必ずしもこの見出しに限るものではありません。
- (5) 見出しの記号は、次の様式による。
I _____ 1 _____ (1) _____ ア _____ (ア) _____
II _____ 1 _____ (1) _____ ア _____ (ア) _____
- (6) 発表要旨の記載は、和文、口語体「である」調として、数字は算用数字を用い、度量換算はメートル、単位は、km、cm、kgなどの記号を用いて下さい。人名、地名、学名などを英字で記載する場合は、大文字、小文字、キャピタル、イタリック、ロマンなどの字体として下さい。環境依存文字は使わないで下さい。
- (7) 記載上の用語は、次のように統一します。
我国→わが国、著者・筆者→演者、♂・♀→雄・雌、充分→十分、
胎児→胎子、洗滌→洗浄、3ヶ月→3カ月、仔牛→子牛、行なった→行った、3才→3歳

- ・音声出力の有無
- ・データ容量

イ ファイルを保存した記録媒体には、学会名・演題名・所属名・発表者名・ファイル名・連絡先を明記して、宅配便・ゆうパック等にて期限までに下記あて送付してください。

(送料は自己負担にてお願いします。) 送付された記録媒体は発表終了後に返却いたします。

ウ 提出いただいたデータは原則変更できません。ただし、データの誤り等でやむを得ず差替えの必要が生じた場合は8月15日(金)までにお知らせください。

それ以降の変更はできませんのでご注意ください。

エ 8月15日(金)までにご送付のない場合は、当日ご自身のパソコンをご使用いただきます。ご了解ください。

【発表用ファイルの送付先】

株式会社タスプ 担当者：箭内民生 〒174-0051 東京都板橋区小豆沢2-9-19 TEL：03-5970-3990 FAX：03-5970-3997 E-mail：info@taspu.co.jp

●**発表演題申込書と発表要旨の提出先は異なりますのでご注意ください。**

(2) ご自身のパソコンを使用する場合

各自のパソコンを直接プロジェクターに接続しますので、機種がHDMIの接続端子を備えていることをご確認ください。ご自身のパソコンを使用する場合も確認のため、発表用ファイルを、発表用ファイル仕様書とともに上記送付先あて8月15日(金)までにお送りください。

当日は、必ず事前に動作確認を行ってください。

※HDMIの接続端子は、ミニHDMI(タイプC)及びマイクロHDMI(タイプD)は不可となりますのでご注意ください。

(3) その他

ア 後日、お問い合わせする場合がありますので、発表用ファイル送付の際、連絡先を必ず明記してください。

イ ワイド画面、35mmスライドサイズで作成された場合は画面が切れる場合があります。ご注意ください。

ウ 動作確認受付 9月7日(日) 9:30~13:00

学会当日、発表の60分前までには動作確認を行って下さい。

なお、混み合うことが予想されますので、なるべくお早目にお済ませ下さい。

チェックおよび記入をして下さい。

締切日 令和7年8月15日（金）必着

7 日 獣 発 第 23 号
令和 7 年 4 月 14 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

**令和 7 年度における日本獣医師会獣医学術学会年次大会
並びに地区獣医師大会及び獣医学術地区学会の開催について**

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業につきましては、平素から格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて本年度の学会年次大会は、令和 8 年 4 月 21 日（火）～24 日（金）の期間、東京都千代田区の東京国際フォーラムにおいて「第 41 回世界獣医師会大会」との合同開催による実施を予定しております。

つきましては、本大会及び世界獣医師会大会の盛会を期すためにも、貴会会員への周知方につき特段のご配慮をいただきたくお願いします。

また、令和 7 年度の地区獣医師大会・獣医学術地区学会については別紙のとおり開催される予定となっておりますので、参考までにお知らせいたします。

**令和7年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会
並びに地区獣医師大会及び獣医学術地区学会の開催計画**

令和7年4月14日現在

【第43回日本獣医師会獣医学術学会年次大会（令和7年度）】

開催年月日	会場（開催地）
令和8年 4月21日（火）～24日（金）	東京国際フォーラム （東京都千代田区）

【令和7年度地区獣医師大会及び獣医学術地区学会】

地 区	開催担当 獣医師会	地区獣医師大会		獣医学術地区学会	
		開催月日	会場（開催地）	開催月日	会場（開催地）
北海道	北海道	8月28日（木）	ホテル日航ノースランド帯広 （帯広市）	8月28日（木） 29日（金）	帯広畜産大学 （帯広市）
東 北	秋田県	10月8日（水）	秋田キャッスルホテル （秋田市）	10月9日（木）	秋田キャッスルホテル （秋田市）
関東・東京	山梨県	9月7日（日）	アピオタワー館 （中巨摩郡）	9月7日（日）	アピオタワー館 （中巨摩郡）
中 部	名古屋市	8月30日（土）	名古屋 コンベンションホール （名古屋市）	8月31日（日）	名古屋 コンベンションホール （名古屋市）
近 畿	大阪府	10月12日（日）	大阪公立大学 中百舌鳥キャンパス （堺市）	10月12日（日）	大阪公立大学 中百舌鳥キャンパス （堺市）
中 国	岡山県	開催なし		10月11日（土） 12日（日）	岡山コンベンション センター （岡山市）
四 国	愛媛県	9月7日（日）	岡山理科大学獣医学部 今治キャンパス （今治市）	9月7日（日）	岡山理科大学獣医学部 今治キャンパス （今治市）
九 州	北九州市	10月26日（日）	千草ホテル （北九州市）	10月26日（日）	千草ホテル （北九州市）

※ 関東地区と東京地区の獣医学術地区学会及び地区獣医師大会は合同開催。

※ 獣医学術地区学会及び地区獣医師大会は全て令和7年に開催。

会務報告

第3回総務委員会

令和7年3月14日(金)午後1時30分から、さいたま市「埼玉県農業共済会館」において次の事項を審議した。

1 協議事項

- (1) 令和6年度事業収支決算見込みについて
現時点における収支決算の見込みについて報告し承認された。
- (2) 令和7年度事業計画及び収支予算(案)について
新年度予算における事業計画や事業内容、収支予算(案)などについて協議し承認された。
- (3) その他

第4回理事会

令和7年3月24日(月)午後1時30分から、埼玉県農業共済会館において次の事項を審議した。

1 報告事項

- (1) 前理事会後開催された委員会等に関する件
委員会等の概要について各委員長から報告された。
- (2) 業務執行理事職務執行状況に関する件
業務執行理事からそれぞれの職務について執行状況が報告された。

2 決議事項

- 第1号議案 令和7年度集合狂犬病予防注射実施者の承認に関する件
令和7年度集合狂犬病予防注射実施者として申出のあった280名の全員が承認された。
- 第2号議案 令和7年度会費・開業会費免除者の承認に関する件
支部長から申請のあった5名について会費、開業会費の免除が承認された。

3 協議事項

- (1) 令和6年度事業収支決算見込みに関する件
現時点における収支決算の見込みについて報告し承認された。
- (2) 令和7年度事業計画及び収支予算に関する件
令和7年度事業計画や事業内容、収支予算書などについて協議し、承認された。
- (3) その他
 - ① 第77回定時総会について
開催日時、開催場所、開催方法について協議し、決定した。
 - ② 埼玉県警からの協力依頼について
埼玉県警から協力依頼について現在の進捗状況と今後の予定について協議した。
 - ③ 開業会員の診療施設の経営状況に関する件
開業会員が企業に経営移譲した場合に管理者として残っていれば会員資格の変更は必要がないことが確認された。
 - ④ 会費未納者の会員資格喪失について
定款により2年以上会費未納者は会員資格を消失することとなっている。長期間の所在不明者や会費未納の会員について退会させることが承認された。
 - ⑤ 役員改選及び外部理事、外部監事に関する件
役員改選の事務手続きを確認するとともに、外部理事、外部監事を迎えるにあたり、定款に規程されている理事及び監事の人数を各1名増やすこととし、定款の改正について第77回定時総会に上程することが承認された。

⑥ 役員選任規程について

現状の役員選任規程では外部理事及び外部監事を推薦することができないため、役員選任規程を改正することが承認された。

第5回理事会

令和7年3月24日(月)午後3時から、埼玉県農業共済会館において次の事項を審議した。

1 決議事項

令和7年度事業計画及び収支予算の承認に関する件

令和7年度の事業計画及び収支予算について、事業計画、収支予算書、同内訳表などを基に審議し、原案のとおり可決決定された。

新聞紙上で狂犬病予防注射の徹底を啓発

本会では犬の集合狂犬病予防注射の実施を控えた令和7年3月31日、新聞紙上において県民への意識啓発を行うため、啓発記事を掲載しました。

年1回の狂犬病予防注射は飼い主ひとりひとりの責任

集合狂犬病予防注射の季節です。



狂犬病は発症すると有効な治療法はなく、ほぼ100%死亡する人と動物の共通感染症で、アジア・アフリカ等海外では毎年5万5千人以上が犠牲になっています！

完全な治療法はいまだになく、人への感染防止には犬への狂犬病予防注射が最も有効です。

お住まいの市町村が実施する集合狂犬病予防注射会場
又はお近くの動物病院で必ず予防注射を受けましょう。



埼玉県 市町村

受託団体(実施主体)

公益社団法人 埼玉県獣医師会

会長 中村 滋

埼玉新聞 令和7年3月31日掲載

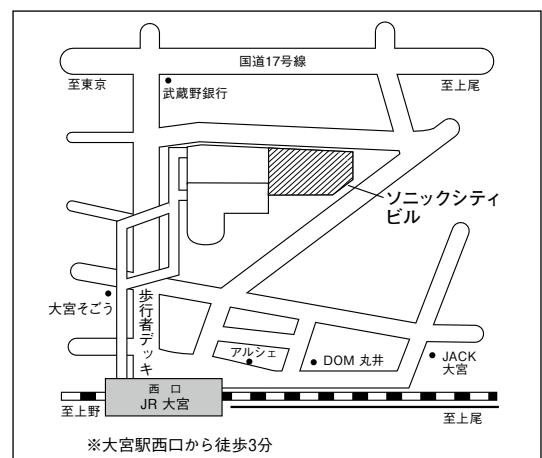
予 告

埼玉県獣医師会学術講習会(さいたま市支部担当)のお知らせ (獣医師生涯研修事業ポイント対象 カリキュラム番号 小1(1) 小2(6))

さいたま市支部長 大澤 健
学術委員会委員長 宗像俊太郎
さいたま市支部学術委員 滝沢 直樹

さいたま市支部では令和6年7月1日(火)にさいたま市狂犬病予防協会との共催で大分大学グローバル感染症センターの西園晃先生をお招きして狂犬病についての講義をしていただくことになりました。

日 時：令和7年7月1日(火)
14:00～15:30
場 所：ソニックシティ 4階 404号室
埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5
演 題：「(仮)狂犬病について」
講 師：大分大学グローバル感染症研究センター
センター長 西園 晃 先生
参加費：埼玉県獣医師会会員 無料
会員以外の受講者 5,000円



広告

人が食べるものと同じだけ安全で
美味しいものを愛犬にも与えたい。

ドクタークレド

Dr. CREDO

胃腸と皮膚が気になる

成犬用 総合栄養食

No.1

血流と健康が気になる

中・高齢犬用 総合栄養食

No.2

体重と健康が気になる

成犬用 総合栄養食

No.3

美味しさに
自信

ドクターイデア

Dr. IDEA

こだわりの国産品。
いつでも新鮮! 小分けパック。

下部尿路に

No.1

体重管理に

No.2

7歳から

No.3

愛犬・愛猫のトータルサポートフード

着色料不使用

自然派由来の酸化防止剤



森久保CAメディカル株式会社

神奈川：046-206-5713
三郷：048-948-2112

山梨：055-287-8622
茨城：0296-54-6101

東京：042-564-2381
千葉：043-309-5430

埼玉：04-2968-0881

畜安第1135-3号
令和7年3月21日

公益社団法人 埼玉県獣医師会
会長 中村 滋 様

埼玉県農林部畜産安全課長
渡辺 志保 (公印省略)

韓国における口蹄疫の発生について (依頼)

本県の家畜衛生行政については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
標記について、令和7年3月14日付け6消安第7443号により、農林水産省消費・安全局長動物衛生課長から通知がありました。
韓国での口蹄疫の発生は令和5年5月以来となります。国内への口蹄疫の侵入リスクが高まっていることから、貴会員に対し、下記事項について改めて周知徹底をお願いいたします。

記

- 畜産関係者等の海外渡航の自粛等
(1) 畜産関係者は、口蹄疫の発生地域や非清浄地域への不要不急の渡航を自粛すること。やむを得ず渡航する場合には、農場への立入りや家畜との接触を避けるとともに、帰国時には衣服や靴の消毒等適切な防疫措置を行うこと。
(2) 外国人技能実習生等の外国人従業員を受け入れている施設においては、日本への持込みが禁止されている肉製品等が携帯品や国際郵便物等によって持ち込まれることのないよう、従業員に周知を徹底すること。
- 農場における病原体侵入防止対策の徹底
(1) 衛生管理区域に入場する全ての者は、車両の消毒、専用の衣服及び長靴の着用、手指消毒等を徹底すること。
(2) 飼養管理に関係のない者が衛生管理区域及び畜舎へ立ち入らないよう、境界を明確化するとともに看板等により注意を促すこと。
(3) 野生動物の侵入防止のための防護柵や防鳥ネット等に破損箇所がないか再点検し、不備等を認めた場合は直ちに改善を図ること。
- 飼養家畜の健康観察、異状を認めた場合の早期通報の徹底
飼養家畜の健康観察を毎日入念に行い、特定症状を呈している家畜を発見したときは、管轄の家畜保健衛生所に速やかに連絡すること。

おしらせ

畜安第1164号
令和7年3月28日

公益社団法人 埼玉県獣医師会会長 様

埼玉県農林部畜産安全課長
渡辺 志保 (公印省略)

埼玉県における豚熱ワクチン接種制度に係る関係規程の改正について (通知)

日頃より、本県家畜衛生行政に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本県における豚熱ワクチン接種制度に係る関係規程について、別添のとおり改正しましたのでお知らせします。
なお、改正の概要は以下のとおりです。

記

改正概要

- 埼玉県知事認定獣医師認定要領
ア 知事認定獣医師の認定要件の緩和及び追加
イ 認定申請時の添付書類の削除及び様式の整理
ウ その他、改正に伴う文言修正及び様式整理に伴う様式番号ずれの修正
- 埼玉県登録飼養衛生管理者登録要領
ア 登録及び認定農場の更新時の添付書類の削減
イ 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」改正に伴う様式の一部修正
- 埼玉県における知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者登録に係る豚熱ワクチン使用許可要領
ア 愛玩豚へ接種する知事認定獣医師へのワクチン使用許可要件等の緩和
イ 農場（もしくは診療所等）単位で豚熱ワクチン使用許可申請可能な旨明記
ウ 許可、変更許可及び許可更新申請時等の添付書類の削減
エ 様式の修正
オ その他、改正に伴う文言修正

※別添省略

畜安第70-2号
令和7年4月15日

公益社団法人埼玉県獣医師会
会長 中村 滋 様

埼玉県農林部畜産安全課長
渡辺 志保（公印省略）

国内における馬インフルエンザの発生に伴う防疫対策の徹底
について（通知）

日頃から本県家畜衛生行政の推進につきまして、御協力いただき感謝申し上げます。
標記について、令和7年4月10日付け7消安第336号により、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から通知がありました。

馬インフルエンザ（以下、「本病」という。）は飛沫感染によって急速に伝播すること
とから、馬の飼養衛生管理の徹底及び予防接種の励行により発生予防に努めるとも
に、感染馬の早期発見や隔離等により感染拡大を防止することが重要です。

つては、通知で示された熊本県の馬飼養農場の事例を貴会会員に周知いただくと
ともに、下記を踏まえ、本病の発生予防及びまん延防止の徹底について御協力をお願い
いたします。

記

- 1 馬飼養農場における発生予防
馬の飼養衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底するとともに、ワクチン接種の励
行により本病の発生予防を図ること。
- 2 感染馬の早期発見
(1) 飼養馬の健康観察を徹底し、発熱、呼吸器症状など、本病を疑う症状を確認し
た時は、ただちに獣医師に連絡すること。
(2) 獣医師は、本病が疑われる場合は家畜保健衛生所に連絡すること。または、簡
易検査やウイルス遺伝子検査で陽性を確認した時は速やかに家畜保健衛生所に
連絡すること。
(3) 本病が疑われる場合は、当該馬群は他の馬群との接触を避けて飼養すること。

- 3 感染拡大の防止
本病が確認された場合は、感染馬の隔離、同居馬の移動自粛、感染馬が飼養され
る厩舎及び用いられた器具等の消毒等を徹底すること。また、周辺農場における監
視の強化やワクチン接種の励行を図ること。

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 伏見 啓二

事務連絡
令和7年3月19日

米国における猫の鳥インフルエンザ感染事例について（第5報）
－米国・情報提供－

このたび、令和7年3月17日付け事務連絡により農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長補佐（愛玩動物用飼料対策班担当）からペ
ットフード関連業界団体の長あてに別紙のとおり通知された旨本会あ
てに情報提供がありましたのでお知らせします。

提供された情報の内容は、米国食品医薬品局（FDA）の令和7年3月
15日付けプレスリリースにおいて、Savage Pet 社製の鶏肉を用いた生
ペットフードを摂取した猫が鳥インフルエンザに感染したため、同製品
に鳥インフルエンザが含まれている可能性があるとして自主回収して
いる旨、公表されたことに係るものです。

なお、別紙の Savage Pet 社のペットフードは米国内で自主回収され
ており、日本国内の流通・販売は現時点で確認されていないこととで
すが、念のため、ペットフードの輸入や国内流通の際には当該情報にご
留意いただき、特に非加熱の乳及び家きん肉を用いたペットフードの輸
入を検討する際はご注意ください。会員への周知方ご協力の程
をお願いいたします。

※別紙省略

6 日 獣 発 第 362 号
令 和 7 年 3 月 26 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

このことについて、令和7年3月21日付け6消安第5579号-1をもつて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から、別添のとおり通知があります。

このたびの通知は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条第2項の規定に基づく処分が令和7年3月6日付けで行われ、別紙（<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/tikusui/250321.html>）のとおり公表されたとのことですが、

つきましては、内容についてご了知の上、獣医師が社会的信頼に十分に応えられるよう、獣医師倫理の指導に一層のご協力をお願いいたします。

農 林 水 産 省

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

ホーム> 会見・報道・広報 > 報道発表資料 > 獣医師法第8条第2項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について

プレスリリース

獣医師法第8条第2項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について

印刷

Twitter

令和7年3月21日
農林水産省

農林水産大臣は、獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

行政処分内容等

農林水産大臣は、以下の獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

- (1)基田博實（茨城県在住77歳）
行政処分の内容：令和7年3月21日から10月の業務停止処分
事件の概要：農場において、自ら診察しないで、農場従業員を介して、同農場で飼育されていた飼育動物（豚）に対し、豚熱生ワクチンを投与し、もって自ら診察をしないで飼育、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与をしたものである。
司法処分の内容：罰金40万円（獣医師法第18条違反）
- (2)檜橋綱雄（茨城県在住76歳）
行政処分の内容：令和7年3月21日から8月の業務停止処分
事件の概要：農場において、自ら診察しないで、農場従業員を介して、同農場で飼育されていた飼育動物（豚）に対し、豚熱生ワクチンを投与し、もって自ら診察をしないで飼育、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与をしたものである。
司法処分の内容：罰金20万円（獣医師法第18条違反）

お問合せ先

消費・安全局畜水産安全管理課

担当者：獣医事監視班 寺野、大竹
代表：03-3502-8111（内線4530）
ダイヤルイン：03-3501-4094

6 日 獣 発 第 361 号
令 和 7 年 3 月 24 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

**ランピースキン病ワクチン接種開始に伴う
アメリカ合衆国向け輸出牛肉への対応について (続々報)**

このことについて、令和 7 年 3 月 17 日付け 6 消安第 7469 号及び 6 畜産第 3441 号により農林水産省消費・安全局動物衛生課課長及び畜産局食肉鶏卵課長から別紙のとおり通知がありました。

このたびの通知は、令和 6 年 11 月 21 日付け 6 消安第 4798 号・6 畜産第 2333 号 (別添 1) 及び 12 月 10 日付け 6 消安第 5144 号・6 畜産第 2492 号 (別添 2) の通知にてお知らせした件について、アメリカ合衆国当局との協議の結果、ワクチン接種による輸入制限が撤廃されることとなりました。これに伴い、令和 7 年 3 月 19 日より米国向け輸出牛肉に関するこれまでの対応が不要となり、ワクチン接種県における米国向け牛肉取扱施設の輸出制限も解除されることについて周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いします。

※別紙省略

事 務 連 絡
令 和 7 年 3 月 28 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 伏 見 啓 二

**マイクロチップ装着等の義務化に係る
自治体向けQ&A (第 7 版) について**

このたび、令和 7 年 3 月 25 日付け事務連絡により環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から別紙のとおり「マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体向け Q & A (第 7 版)」を作成し、都道府県及び政令指定都市あてに通知した旨、本会に情報提供がありましたのでお知らせします。

当該 Q & A の 5 - ⑦ から 5 - ⑨ の内容については、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 6 年 12 月 24 日地方分権改革推進本部決定) に基づき整理したとのことです。

貴会関係者への周知方、よろしくお願いいたします。

事務連絡
令和7年3月31日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 伏見啓二

動物虐待等に関する対応ガイドラインの改訂について

このたび、令和7年3月28日付け事務連絡により環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から別紙のとおり「動物虐待等に関する対応ガイドライン」を改訂し、地方公共団体動物愛護管理部署あてに通知した旨、本会に情報提供がございましたのでお知らせします。

本改訂では、行政の現場においてより円滑かつ効果的に対応が実施されるよう、多頭飼育の評価方法や動物虐待等事案1次スクリーニング対応のポイントの動画の新規掲載などを行ったとのことです。

つきましては、貴会関係者への周知方よろしくお願いいたします。

※別紙省略

7日獣発第5号
令和7年4月1日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

「農場管理認定獣医師」の輩出について

平素から本会事業へのご理解とご協力をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本会では農場管理獣医師に必要とされる関係法令や知識・技術だけでなく、高度な生産獣医療や高度獣医療に関する最新の知識・技術を習得し、これを活用して広く現場で役立てることができ「農場管理認定獣医師」を認定する制度をこれまで進めてまいりました。本年1月25日、仙台国際センターにおいて実施いたしました「第1回農場管理認定獣医師認定試験」の結果を受け、このたび別紙のとおり7名（乳牛：5名、肉牛：2名）の農場管理認定獣医師が誕生いたしましたので、報告いたします。

今後は、この「農場管理認定獣医師」によって我が国の農場における飼養衛生管理が向上し、農場における疾病の早期発見やまん延防止等に努めるとともに、本会といたしましても、引き続き産業動物獣医師の地位向上や処遇・改善を目指して本事業を推進してまいりますので、引き続きのご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

事務連絡
令和7年4月4日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 伏見 啓二

愛玩動物看護師の現況調査の実施について

このたび、令和7年3月31日付けで農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課から、別紙のとおり愛玩動物看護師の現況調査について結果の取りまとめを公表した旨、本会に情報提供がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会関係者への周知方よろしくお願いいたします。

【農林水産省 HP】

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/doubutsu_kango/index.html#shingikai

※別紙省略

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 蔵内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

産業動物診療における遠隔診療の積極的な活用を支援する事業の実施について（事業活用のご案内）

日頃より本会事務事業にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

家畜における遠隔診療については、令和3年12月に「家畜における遠隔診療の積極的な活用について」（令和3年12月15日付け3消安第4800号農林水産省消費・安全局長通知、令和4年1月12日付け3日獣発第275号により通知済）、令和4年8月に「家畜における遠隔診療の積極的な活用に係る家畜の動物用医薬品の取扱いについて」（令和4年8月16日付け4消安第2457号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知、令和4年9月27日付け4日獣発第150号により通知済）が発出され、積極的な活用が期待されているところです。

そこで本会では、情報通信機器を活用した畜産基盤整備のための獣医療提供体制の強化・整備により、場所を選ばない迅速な診断を可能とする遠隔診療の普及を図るための事業として、昨年度に引き続き「令和6年度産業動物遠隔診療推進事業（補正予算措置分）」（農林水産省補助事業）を実施することとしているところです。

つきましては、遠隔診療のすそ野を広げるための様々な機器の導入が可能な本事業を広くご活用いただき、産業動物診療における遠隔診療の普及・実施に積極的に取り組んでいただきますよう、貴会会員に周知方よろしく願います。

なお、本事業では遠隔診療を普及するための講習会・研修会についても補助が可能となっております。各地区の産業動物講習会等での活用を希望される際は、本会事務局までご相談ください。

7 日 獣 発 第 12 号
令 和 7 年 4 月 8 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

狂犬病 DX に係る「犬の登録支援システム」の 管轄自治体へのご推薦について(依頼)

平素より、本会の事業推進に格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 6 月の改正動物愛護管理法の施行に伴い、狂犬病予防法の特例制度が開始され、動物愛護管理法に基づくマイクロチップの登録と狂犬病予防法に基づく犬の登録を一体的に運用する道筋ができました。

これにより、特例制度に参加する自治体においては、マイクロチップの登録等の手続が、狂犬病予防法に基づく犬の登録と見なされることとなり、特例に参加した多くの自治体では、登録情報の確認に苦慮するなどの課題を抱えるほか、後日、犬の登録手数料を徴収することが困難となり、その結果として、登録手数料の無料化が進んでいます。

このため、狂犬病予防対策を推進するための財源が確保できず、十分な防疫業務の実施に支障をきたす恐れがあります。この問題は一部の自治体から指摘され、令和 6 年度の地方分権改革において、マイクロチップ登録の機会を活用した犬の登録手数料の徴収を可能とする提案がなされ、その対応方針として「犬の登録（狂犬病予防法 4 条 1 項）に係る手数料については、狂犬病予防法の特例制度（動物の愛護及び管理に関する法律 39 条の 7）に市区町村の参加を促すため、マイクロチップの情報登録又は変更登録（同法 39 条の 5 又は 39 条の 6）を行う機会を利用して、市区町村が容易に徴収可能となるよう、必要な措置を令和 8 年度中に講ずる。（関係府省庁：デジタル庁、厚生労働省及び環境省）」とする旨、令和 6 年 12 月 24 日付で閣議決定されたところです。

これを受け、日本獣医師会は環境大臣指定登録機関として、マイクロチップ手続完了後に、各自治体が指定する犬の登録手数料徴収サイトへ画面遷移する仕組みを導入すべく、システムの改修の検討を開始しました。併せて、基礎自治体が狂犬病予防法の特例制度への参加の有無に関わらず、登録手数料を容易に徴収できるシステムとして「犬の登録支援システム」の構築を進めております。本システムは、自治体の皆様にご採用いただけるよう、令和 7 年 3 月にテスト版が完成しており、本年 6 月にはモデル版をリリースする予定です。

このシステムの普及には、日頃より自治体の狂犬病予防業務を直接受託している地方獣医師会が、委託元の自治体に対し、積極的に推薦いただけることが重要な鍵となります。

自治体がマイクロチップの手続後に本会の「犬の登録支援システム」に遷移させるよう設定をすることで、自治体が別途決済関係のシステム整備を行うことなく、地方獣医師会が現状の狂犬病関連の委託業務の延長線上で業務が行える上（参考資料の P 4 ～ 6 を用いて説明可能）、将来的な構想として自治体と地方獣医師会の連携によるワークチェーン情報と一体的に運用することも検討可能となります。

本件については、令和 7 年 3 月 23 日に開催された日本獣医師会の令和 6 年度第 6 回理事会において、説明・報告があり、理事各位に了解いただいたところです。

つきましては、本会システムの円滑な運用開始と普及に向け、まずは自治体へシステムの紹介と導入・活用に向けた推薦を行っていただきたく存じます。狂犬病予防業務の安定的な継続による登録率及び注射率の向上と、確実な登録手数料の徴収のため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年度埼玉県獣医師会学術広報版

(令和 7 年 4 月 20 日現在)

年 月 日	産 業 動 物	小 動 物	公 衆 衛 生
4 月			
5 月			
6 月			
7 月 1 日(火)		さいたま市 「(仮)狂犬病について」 大分大学グローバル感染症研究センター 西園 晃 先生 (さいたま市 ソニックシティ)	
8 月 3 日(日)		西支部 「猫のコロナウイルス感染症の診断から治療まで」 北里大学 高野友美 先生 (川越市 ウェスタ川越)	
9 月 7 日(日)	令和 7 年度 関東・東京合同地区獣医師大会(山梨)獣医学術関東・東京合同地区学会 (中巨摩郡昭和町 アビオタワー館)		
10 月			
11 月			
12 月			
令和 8 年 1 月	農林支部 令和 7 年度埼玉県家畜保健衛生業績発表会 (場所 未定)		
2 月			衛生支部 健康福祉研究発表会 食肉衛生技術研修会
3 月			
4 月 24 日(火) ～26 日(金)	令和 7 年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会 (東京都 東京国際フォーラム)		

事務局メモ

ホームページ会員専用ページ 入室は URL <http://www.saitama-vma.org/>
ID: SVMA (半角・大文字) パスワード: MITSUO (半角・大文字)

令和7年

- | | |
|---|---|
| 4月13日 第1回関東・東京合同地区理事会・幹事会(山梨県甲府市 山梨県農済会館) | 6月13日 埼玉県畜産会第70回通常総会(熊谷市 ホテルヘリテイジ) |
| 5月13日 監査会(さいたま市 埼玉県農業共済会館) | 6月25日 日本獣医師会第82回通常総会(東京都港区 明治記念館) |
| 5月13日 第1回獣医事調査委員会 | 7月6日 第2回関東・東京合同地区理事会・幹事会(山梨県甲府市 山梨県農済会館) |
| 5月18日 南支部総会(さいたま市 浦和ワシントンホテル) | 7月11日 全国獣医師会事務事業推進会議(東京都港区 明治記念館) |
| 5月20日 埼玉県畜産会第1回理事会(熊谷市 ホテルヘリテイジ) | 8月3日 北支部研修会・納涼会(場所未定) |
| 5月21日 北支部総会(深谷市 埼玉グランドホテル深谷) | 9月7日 関東・東京合同地区獣医師大会・三学会(山梨県甲府市 アピオタワー館) |
| 5月22日 第1回総務委員会(さいたま市 レイボックホール) | 11月14日 全国獣医師会会長会議(東京都港区 明治記念館) |
| 5月25日 東支部総会(越谷市 越谷サンシティ) | 11月15日 動物感謝デー in JAPAN(東京都台東区 上野恩賜公園) |
| 5月25日 さいたま市支部総会(さいたま市ホテルブリランテ武蔵野) | 令和8年 |
| 5月26日 西支部総会(東松山市 紫雲閣東松山) | 2月15日 第1回関東・東京合同地区理事会(山梨県笛吹市 石和温泉慶山) |
| 5月28日 第1回理事会(さいたま市 埼玉県農業共済会館) | 4月21日 第41回世界獣医師大会(東京都千代田区 ~24日 東京国際フォーラム) |
| 6月2日 埼玉県獣医師会第77回定時総会(予定: さいたま市 ホテルブリランテ武蔵野) | |

編集後記

新年度となり、開業、勤務、賛助をはじめとする会員の皆様は新たな気持ちで職務に邁進されていることと思います。

産業動物にかかわる獣医師は患畜を前にしたとき、まず初めに伝染病であるか否か、感染症かそれ以外かを考えます。往診依頼を受けた時の話の内容によっては、患畜を診る前に家畜保健衛生所に連絡を取らなければならないこともあります。

海外に目を向けると、アメリカでは鶏に加えて牛での鳥インフルエンザ発生があり、韓国では養牛農家14戸、養豚農家5戸で口蹄疫が発生しました。またアフリカ豚熱の発生もありました。一方、日本では高病原性鳥インフルエンザにより今シーズン14道県51例932万羽が処分されました。最近ではアザラシやラッコでの感染が報道されておりました。また、日本で断続的に発生している豚熱に関しては、野生イノシシ間で感染が持続していることから撲滅は難しいとの考えが一般的です。

昨年11月にわが国で初めて確認されたランピースキン病ですがワクチンの接種は当初の目標頭数に達していないようです。理由としては届け出伝染病であるがゆえ、自主淘汰に補償がないことやワクチンの接種に強制力がないことが挙げられます。

発生後、冬に向かったので一応終息したようですが、これから暖かい季節を迎え、越冬した吸血昆虫による被害が懸念されるところです。畜産農家は吸血昆虫(特にサシバエ)対策に力を入れているようですが、淘汰の補償など省令等

で何らかの強制力を持たせた対策をとらないと家畜保健衛生所の指導には限界があると感じました。次の流行期に向けて感染が拡大しないように万全の対策を望む次第です。

さて、年初来アメリカのトランプ政権による関税の影響で世界経済が揺れており、日本においても先の見通せない昨今ですが、牛肉に関してはBSE対策における特定部位の除去を日本の非関税障壁と考えているようです。畜産物を日本から世界に向けて輸出する場合の非関税障壁は、例えば「特定の成分を含む薬剤が生まれてから使用されていないこと」や「その農場の全頭検査の結果、牛白血病陰性となってから8か月以上経過したこと」「ヨーネ病がないこと」などがあり、個々の輸入国が求めるいくつかの条件を満たす必要があります。

そのため現在日本では農場の衛生状況や個体ごとの薬剤の使用状況などのデータ蓄積のシステムを構築中です。畜産の現場では、家畜伝染病対策、薬剤耐性対策、食の安全の担保などについて、監視機関であり指導機関である家畜保健衛生所の果たす役割は大きく、畜産農場の情報を集約し、関係者による最新の情報の見える化が必要とされており、飼養衛生管理支援システム(仮)の運用につながっていくと思われます。そうやって初めて国ごとに違う輸入時の基準(禁止薬剤や衛生状況)等に合わせた畜産物の輸出が可能となっていくと思われます。今後、畜産の発展には家畜保健衛生所の充実が益々必要になると思う次第です。

(燕雀)



日本獣医師会・獣医師会活動指針

－ 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領－獣医師の誓い－95年宣言」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとの責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WSC）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。



ミルクが出ない



太りすぎ



卵が少ない

そんな悩みを

わかっていてくれる。



治りが遅い



高齢化



食欲がない

アクティは大切な動物の健康をサポートします。

私共、アクティ動薬事業部は、動物病院ならびに

牛、豚、鶏などの産業動物を対象とした

動物用医薬品、特別療法食、医療機器等の販売をしています。

20世紀は抗生物質の時代、

21世紀は生菌製剤の時代といわれるように、

健康に関する考え方も大きく変化してきています。

私たちは、獣医療を支えている関係者、畜産農家、

ペットオーナーの皆様方と共に、健康で、豊かで、安心な

生活を営んでいけるように、力を注いでまいります。

本社・長野県営業部

〒390-1301 長野県東筑摩郡山形村8228

TEL:0263-87-7247 FAX:0263-87-7247

北関東営業所

〒370-1135 群馬県佐波郡玉村町板井870

TEL:0270-65-0552 FAX:0270-65-0553

さいたま営業所

〒338-0004 埼玉県さいたま市中央区本町西5-3-24

TEL:048-611-6111 FAX:048-611-6116

千葉営業所

〒260-0851 千葉県千葉市中央区矢作町243

TEL:043-308-0221 FAX:043-308-0223

茨城営業所

〒311-4152 茨城県水戸市河和田1丁目1642-1

TEL:029-306-8271 FAX:029-251-3880

山梨営業所

〒409-3863 山梨県中巨摩郡昭和町河東中島1599-4

TEL:055-275-5573 FAX:055-275-5564

アクティ株式会社

<http://www.acty-kk.com>